

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令要綱

第一 特別法人事業税

一 特別法人事業税及び法人の事業税の納付があつた場合において特別法人事業税に係る徴収金及び法人の事業税に係る地方団体の徴収金として納付があつたものとされる額の計算方法を定めること。（第一条関係）

二 都道府県は、特別法人事業税に係る徴収金として納付された額を国に払い込む場合には、特別法人事業税に係る徴収金の納付額その他必要な事項を速やかに国に通知すること。（第二条関係）

三 都道府県が国に払い込む特別法人事業税に係る徴収金の額から控除した特別法人事業税に係る還付金等を再度国への払込予定額の総額に加算する場合として、時効の完成その他の事由により特別法人事業税に係る還付金等の支払を要しなくなった場合を定めるとともに、当該加算する額は当該事由により支払を要しなくなった額とすること。（第三条関係）

四 特別法人事業税に係る延滞金等及び法人の事業税に係る延滞金等の額の計算方法を定めること。（第四条関係）

五 委託納付をするのに適することとなった時を、未納地方税等の法定納期限と還付金又は過誤納金が生じた時とのいずれか遅い時とすること。（第七条関係）

六 都道府県が国に対して報告する事項を前年度の特別法人事業税の申告及び決定の件数、当該申告及び決定に係る納付すべき特別法人事業税額、前年度の特別法人事業税に係る滞納の状況等とすること。（

第八条関係）

第二 地方財政法施行令に関する事項

地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止に伴う経過措置の規定の改正に伴い、標準的な規模の収入額の算定方法を定める規定等について、所要の見直しを行うこと。（附則第十四条関係）

第三 その他

一 この政令は、平成三十一年十月一日から施行すること。ただし、前記第二は、公布の日から施行すること。

二 その他所要の規定の整備を行うこと。